

【資料 5】

水道事業及び下水道事業 会計制度について

令和8年7月 3 0 日

上下水道局 経営企画課

会計の仕組み

水道事業は、税金ではなく使用者の皆様からいただく水道料金により、事業運営を行っています。

下水道事業においては、汚水処理にかかる経費は、使用者のみなさまからいただく下水道使用料、雨水処理に係る経費については市の公費負担によるものとして、事業運営を行っています。

上下水道事業の会計は、地方公営企業法に基づいた2つの予算から成り立っています。

①収益的収支（経営活動に伴うもの）

収入：水道料金・下水道使用料など

支出：人件費・動力費・修繕費・減価償却費・受水費（水道事業）・流域下水道維持管理負担金（下水道事業）など

②資本的収支（施設の整備にかかるもの）

収入：借入金・補助金など

支出：管渠やその他施設の建設、更新費用・借入金の償還など

会計の仕組み

収益的収支

上下水道事業会計

支出

収入

経営に係る費用	使用料 その他の収入
現金が支出されない費用	
純利益	

経営活動

利益や留保された資金については、資本的収支の不足額に使用されます

資本的収支

取得した資産は減価償却により収益的収支の費用となります

建設改良 借入金償還 等	不足額
	企業債 補助金 等

施設整備